

2023年度 安全衛生管理計画書

安全衛生方針

奥村組は、「進捗第一」になりかねない施工を排して、「真の安全第一」を追求し、労働災害の撲滅を図るとともに、安全で快適な職場環境を形成する。

1. 人命尊重、安全最優先に徹する。
2. 全職員・協力会社が一体となって、主体的、計画的に安全衛生活動を推進する。
3. 労働安全衛生法その他の関係法令および当社の規程を順守する。
4. 労働安全衛生マネジメントシステムを適切に運用する。

災害防止スローガン

毎日変わる危険箇所
緩む心が事故を呼ぶ
指差し呼称でゼロ災害

全社安全衛生目標

死亡災害 ゼロ
度数率 0.50以下

重点実施事項

1. 「安全最優先」意識の強化 (実施要領 参照)

- ①『奥村組安全十戒』を戒めとして真の安全第一を追求し、工事関係者全員の安全意識の向上を図る
- ②現地KYや一人KY・指差し呼称による現場に潜む危険の先取りと排除
- ③ルール無視や軽視を排除し、危険の芽を摘み取る
- ④高齢者の災害防止対策の徹底
- ⑤外国人労働者の災害防止対策の徹底
- ⑥教育ツールの有効活用
- ⑦発生した災害や各種パトロール等の指摘に対する原因究明と対策の充実
- ⑧母店からの現場安全管理支援の強化

2. 墜落・転落災害防止対策の強化 (実施要領 参照)

- ①施工計画時に高所作業を減らす施策（大組み、大払い工法や高所作業車の採用）を講じ、墜落・転落災害の危険性、有害性の除去
- ②作業開始前点検の徹底
- ③災害防止ルールの関係者への教育と確実な実施
- ④車上作業での墜落転落防止措置の徹底
- ⑤AI 技術を活用した安全帯未使用監視システムの試行

3. 現場・現物・現実を反映した施工方法の確立 (実施要領 参照)

- ①作業計画書や作業手順書で検討できていない作業がないか日常業務において管理し、発生した場合には作業を一旦止めて検討の上実施する。また、日常管理において作業状況に異常がないか変化がないかに細心の注意を払う
- ②日常業務で指示指導事項がマンネリ化していないかを定期的に見直し改善を図る
- ③「予定外作業および作業内容変更等発生時のルール」の徹底
- ④緊急事態発生時における「一歩立ち止まる」「手順を確立してから作業を開始する」の徹底
- ⑤休日、夜間作業時の配置人員に相応した作業計画策定
- ⑥作業に必要な資格を有しているかはもとより、年齢や健康状況、体型を考慮した安全第一の適正配置となっているか確認する

4. 建設機械・クレーン等災害防止対策の強化 (実施要領 参照)

- ①複数台の建設機械・クレーン等が関係する作業での作業内容、作業条件を反映した作業計画書／作業手順書の作成に関する指導、および周知、作業状況の確認
- ②建設機械作業における接触防止安全装置の搭載を含む重機と作業員の接触防止ルールの厳守
- ③クレーン作業における安全確認事項の順守

5. 飛来・落下災害防止対策の強化

(①～⑫実施要領参照)

6. 火災事故防止対策の順守 (実施要領 参照)

- ①「火災事故防止に関する管理基準」に基づく管理の徹底
- ②火気使用時の可燃物除去、養生の徹底
- ③「火気使用願」の提出、「火気使用許可証」による管理の徹底
- ④消火器配置の周知、作業毎の消火器携帯の徹底
- ⑤使用するウレタン材料の性能確認の徹底
- ⑥可燃物取扱場所の立入禁止措置の徹底
- ⑦新規入場者教育、作業打合せ、KY活動等での火気作業に対する連絡及び調整の徹底

日常的な安全衛生活動 (本社の活動)

| | |
|---|---|
| <p>1. 労働安全衛生マネジメントシステム文書の管理</p> <p>①システム文書（マニュアル、要領）の制定、改定</p> <p>②基準・標準類の制定、改定</p> <p>2. 本社内部監査の管理</p> <p>①本社内部監査（安全衛生）の計画、実施、総括</p> <p>3. 中央安全衛生環境委員会パトロールの管理</p> <p>①中央安全衛生環境委員会パトロールの計画、実施、総括</p> <p>4. 社長、本部長マネジメントレビューの事務局</p> <p>①インプット情報として半期ごとの総括</p> <p>・総括内容、手順の標準化の推進</p> <p>②社長及び本部長レビュー結果の展開、周知</p> <p>5. 中央安全衛生環境委員会の事務局</p> <p>①中央安全衛生環境委員会の開催、運営、協議内容の展開</p> <p>・委員会の活性化（協議項目の見直し）</p> <p>6. 安全衛生に関する教育の管理</p> <p>①職員安全衛生教育の全社計画の立案</p> <p>②職員安全衛生教育および安全体感教育の実施</p> <p>③職員安全衛生教育カリキュラムの維持、管理</p> <p>④安全部門担当職員のレベルアップ（外部資格取得の推進）</p> | <p>7. 全社安全衛生管理計画の管理</p> <p>①全社安全衛生管理計画の立案、推進、評価</p> <p>・上期、年度終了時に総括し、両支社との検討機会を確保</p> <p>8. 労働災害への対応、指導、支援</p> <p>①全社で発生した労働災害の対応への支援</p> <p>②災害情報の収集、分析、水平展開ー「同じ過ちを繰り返さないために」</p> <p>③災害情報の災害防止支援システム（SAFE）へのデータ登録</p> <p>④安全衛生ニュース（定期、臨時）等の発行</p> <p>⑤法令及び業界自主規範の改正、行政の動向等への迅速な対応</p> <p>⑥安全衛生に関する標語、ポスター、懸垂幕の製作、配付</p> <p>⑦奥村組重大災害カレンダーの作成、展開</p> <p>⑧ICTを活用した災害防止支援</p> <p>9. 全社安全表彰、優良職長制度の事務局等</p> <p>①安全衛生表彰規程に基づく、工事所、協力会社従業員の表彰</p> <p>②「優良職長制度」の運営（本社事務局として）</p> <p>③現場での好事例の収集・展開</p> |
|---|---|

安全衛生活行事

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------------------|---------------------------------|----------------|-------------------|---------------|---|----------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|-----------------|----|--|
| | 全国交通安全運動 (5/11~20) | 全国安全週間 準備期間 | 全国安全週間 (7/1~7) | | ・全国労働衛生 週間準備期間 ・全国交通安全 運動(9/21~ 30) | 全国労働衛生 週間 (10/1~7) | 秋の全国火災 予防運動 (11/9~15) | 建設業年末年始労働災 害防止強調期間 (12/1~1/15) | | | ・年度末労働災害 防止強調週間 ・春の全国火 災予防運動 (3/1~7) |
| 夏期災害防止特別対策期間 | | | | | | | | 年末年始災害防止強調期間 | | | |
| | | | | 第1報通報訓練 | 外国人就労状況調査 | | | | | | |
| | (安全大会) | | | | | | | | (新年祈願祭) | | |
| | ・社長表彰、 支社(店)表彰 ・安全標語、ポスター | | | ・衛生標語 ポスター | | | 支社(店) 表彰 | | | | |
| 中パト(随時) | 中パト(随時) | 中央委員夏期パトロール | 中パト(随時) | 中パト(随時) | 中パト(随時) | 中央安全衛生 環境委員会 本部長MR | 中央安全衛生 環境委員会 本部長MR | 社長MR | 中央安全衛生 環境委員会 | | 中央安全衛生 環境委員会 |
| 職員安全衛生 教育(基礎) | | | 職員安全衛生 教育(元方) | | 職員安全衛生 教育(統責) | 職員安全衛生 教育(基礎・統 責向上①) | 職員安全衛生 教育(基礎向 上・統責向上 ②) | 職員安全衛生 教育(元方向 上・統責向上 ③) | 安全体感教育 | | |

(参考様式)

2023年度 安全衛生管理計画書

安全衛生方針

奥村組は、「進捗第一」になりかねない施工を排して、「真の安全第一」を追求し、労働災害の撲滅を図るとともに、安全で快適な職場環境を形成する。

1. 人命尊重、安全最優先に徹する。
2. 全職員・協力会社が一体となって、主体的、計画的に安全衛生活動を推進する。
3. 労働安全衛生法その他の関係法令および当社の規程を順守する。
4. 労働安全衛生マネジメントシステムを適切に運用する。

災害防止スローガン

毎日変わる危険箇所
緩む心が事故を呼ぶ
指差し呼称でゼロ災害

全社安全衛生目標

死亡災害 ゼロ
度数率 0.50以下

重点実施事項

1. 「安全最優先」意識の強化 (実施要領 参照)

- ①『奥村組安全十戒』を戒めとして真の安全第一を追求し、工事関係者全員の安全意識の向上を図る
- ②現地KYや一人KY・指差し呼称による現場に潜む危険の先取りと排除
- ③ルール無視や軽視を排除し、危険の芽を摘み取る
- ④高齢者の災害防止対策の徹底
- ⑤外国人労働者の災害防止対策の徹底
- ⑥教育ツールの有効活用
- ⑦発生した災害や各種パトロール等の指摘に対する原因究明と対策の充実
- ⑧母店からの現場安全管理支援の強化

2. 墜落・転落災害防止対策の強化 (実施要領 参照)

- ①施工計画時に高所作業を減らす施策(大組み、大払い工法や高所作業車の採用)を講じ、墜落・転落災害の危険性、有害性の除去
- ②作業開始前点検の徹底
- ③災害防止ルールの関係者への教育と確実な実施
- ④車上作業での墜落転落防止措置の徹底
- ⑤AI技術を活用した安全帯未使用監視システムの試行

3. 現場・現物・現実を反映した施工方法の確立 (実施要領 参照)

- ①作業計画書や作業手順書で検討できていない作業がないか日常業務において管理し、発生した場合には作業を一旦止めて検討の上実施する。また、日常管理において作業状況に異常がないか変化がないかに細心の注意を払う
- ②日常業務で指示指導事項がマンネリ化していないかを定期的に見直し改善を図る
- ③「予定外作業および作業内容変更等発生時のルール」の徹底

④緊急事態発生時における「一歩立ち止まる」「手順を確立してから作業を開始する」の徹底

⑤休日、夜間作業時の配置人員に相応した作業計画策定

⑥作業に必要な資格を有しているかはもとより、体型や年齢、健康状況に即した安全第一の適正配置となっているか確認する

4. 建設機械・クレーン等災害防止対策の強化 (実施要領 参照)

- ①複数台の建設機械・クレーン等が関係する作業での作業内容、作業条件を反映した作業計画書/作業手順書の作成に関する指導、および周知、作業状況の確認
- ②建設機械作業における接触防止安全装置の搭載を含む重機と作業員の接触防止ルールの厳守
- ③クレーン作業における安全確認事項の順守

5. 飛来・落下災害防止対策の強化

(①～⑫実施要領参照)

6. 火災事故防止対策の順守 (実施要領 参照)

- ①「火災事故防止に関する管理基準」に基づく管理の徹底
- ②火気使用時の可燃物除去、養生の徹底
- ③「火気使用願」の提出、「火気使用許可証」による管理の徹底
- ④消火器配置の周知、作業毎の消火器携帯の徹底
- ⑤使用するウレタン材料の性能確認の徹底
- ⑥可燃物取扱場所の立入禁止措置の徹底
- ⑦新規入場者教育、作業打合せ、KY活動等での火気作業に対する連絡及び調整の徹底

日常的な安全衛生活動（支社店関連部門、工事所、協力会社）

| 目標達成に向けての取り組み | 部門の実施事項 | 工事所における実施事項 | |
|--|---|--|--|
| | | 元方事業者の実施事項 | 協力会社の実施事項 |
| 1. 「安全最優先」意識の強化 ・『安全最優先』意識の強化」実施要領に基づき活動する。 | ①『安全最優先』意識の強化」実施要領を周知し、実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で、実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。 | ①『安全最優先』意識の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。 | ①職長は管下の全作業員に『安全最優先』意識の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。 |
| 2. 墜落・転落災害防止対策の強化 ・「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。 | ①「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。 | ①「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。 | ①職長は管下の全作業員に「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。 |
| 3. 現場・現物・現実を反映した施工方法の確立 ・「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領に基づき活動する。 | ①「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領を周知し、実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で内容および順守状況を確認し、指導する。 | ①「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に内容および遵守状況を確認し、指導する。 | ①職長は管下の全作業員に「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。 |
| 4. 建設機械・クレーン等災害防止対策の強化 ・「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。 | ①「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。 | ①「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。 | ①職長は管下の全作業員に「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。 |
| 5. 飛来・落下災害防止対策の強化 ・「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。 | ①「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。 | ①「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。 | ①職長は管下の全作業員に「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知するとともに、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。 |
| 6. 火災事故防止対策の順守 ・「火災事故防止対策の順守」実施要領に基づき対策を講じる。 | ①「火災事故防止対策の順守」実施要領に基づいた活動の推進を指導する。 ②安全衛生パトロール等で活動状況を確認し、指導する。 | ①「火災事故防止対策の順守」実施要領に基づいた活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領等の実施状況の遵守を指導し確認する。 | ①職長は管下の全作業員に「火災事故防止対策の順守」実施要領の内容を周知し、火災事故防止を徹底する。 ②職長は上記管理基準の実施状況を確認し、指導する。 |

安全衛生行事

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------------|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------------|----------------------|-------------------------|--------------------------------------|---------------------|--------------------|--|
| 安全衛生環境委員会 (4/6) | 安全衛生環境委員会 (5/11) | 安全衛生環境委員会 (6/9) | 安全衛生環境委員会 (7/5) | 安全衛生環境委員会 (8/8) | 安全衛生環境委員会 (9/8) | 安全衛生環境委員会 (10/13) | 安全衛生環境委員会 (11/7) | 安全衛生環境委員会 (12/7) | 安全衛生環境委員会 (1/18) | 安全衛生環境委員会 (2/8) | 安全衛生環境委員会 (3/7) |
| | 全国交通安全運動 (5/11～20) | 全国安全週間 準備期間 | 全国安全週間 (7/1～7) | | ・全国労働衛生週間準備期間 ・全国交通安全運動(9/21～30) | 全国労働衛生週間 (10/1～7) | 秋の全国火災予防運動 (11/9～15) | 建設業年末年始労働災害防止 強調期間 (12/1～1/15) | | | ・年度末労働災害防止強調月間 ・春の全国火災予防運動 (3/1～7) |
| | | 夏期災害防止特別対策期間 | | | | | | 年末年始災害防止 強調期間 | | | |
| | | | | 第1報通報訓練 | 外国人就労状況調査 | | | | | | |
| | | 安全大会 | | | | | | | (新年祈願祭) | | |
| | | 中央委員夏期パトロール | | | | | 中央委員年末パトロール | | | | |
| | | 職員安全衛生教育(元方) | 職員安全衛生教育(統責) | 職員安全衛生教育(統責向上①) | 職員安全衛生教育(統責向上②) | 職員安全衛生教育(統責向上③) | 職員安全衛生教育(基礎向上) | 職員安全衛生教育(元方向上) | | | |

| 目標達成に向けての取り組み | 支社店の実施事項 | 工事所における実施事項 | |
|--|---|--|---|
| | | 元方事業者 | 協力会社 |
| <p>1. 「安全最優先」意識の強化</p> <p>・「安全最優先意識の強化」実施要領に基づき活動する。</p> | <p>①「安全最優先意識の強化」実施要領を工事所へ周知し、実施要領に基づいた活動の推進を図る。</p> <p>②安全衛生パトロール等で、実施要領に基づき活動状況を確認し、指導する。</p> | <p>①「安全最優先意識の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づく活動を推進する。</p> <p>②工事所安全衛生活動において、実施要領の実施状況を確認する。</p> | <p>①職長は管下の全作業員に「安全最優先意識の強化」実施要領の活動内容を周知し、工事所の実施する活動に参加する。</p> <p>②職長は実施要領の実施状況を確認する。</p> |
| <p>2. 墜落・転落災害防止対策の強化 ～墜落防止設備の適正設置と安全带使用の徹底～</p> <p>・「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。</p> | <p>①「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領を工事所へ周知し、実施要領に基づいた活動の推進を図る。</p> <p>安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。</p> | <p>①「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づく活動を推進する。</p> <p>②現場巡視時に実施要領の実施状況を確認し、指導する。</p> | <p>①職長は管下の全作業員に「墜落・転落災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、工事所の実施する活動に参加する。</p> <p>②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。</p> |
| <p>3. 現場・現物・現実を反映した施工方法の確立</p> <p>・「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領に基づき活動する。</p> | <p>①「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領を工事所へ周知し、実施要領に基づいた活動の推進を図る。</p> <p>②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。</p> | <p>①「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づく活動を推進する。</p> <p>②現場巡視時に実施要領の実施状況を確認し、指導する。</p> | <p>①職長は管下の全作業員に「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」実施要領の活動内容を周知する。</p> <p>②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。</p> |
| <p>4. 建設機械・クレーン等災害防止対策の強化</p> <p>・「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。</p> | <p>①「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領を工事所へ周知し、実施要領に基づいた活動の推進を図る。</p> <p>②安全衛生パトロール等で実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。</p> | <p>①「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づく活動を推進する。</p> <p>②現場巡視時に実施要領の実施状況を確認し、指導する。</p> | <p>①職長は管下の全作業員に「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、工事所の実施する活動に参加する。</p> <p>②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。</p> |

| 目標達成に向けての取り組み | 支社店の実施事項 | 工事所における実施事項 | |
|--|---|---|---|
| | | 元方事業者 | 協力会社 |
| 5. 飛来・落下災害防止対策の強化 ・「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領に基づき対策を講じる。 | ①「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領を工事所へ周知し、実施要領に基づいた活動の推進を図る。 ②安全衛生パトロール等で、実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。 | ①「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づく活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領の実施状況を確認し、指導する。 | ①職長は管下の全作業員に「飛来・落下災害防止対策の強化」実施要領の活動内容を周知し、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。 |
| 6. 火災事故防止対策の順守 ・「火災事故防止に関する管理基準」実施要領に基づき対策を講じる。 | ①「火災事故防止対策の順守」実施要領を工事所へ周知し、実施要領に基づいた活動の推進を図る。 ②安全衛生パトロール等で、実施要領に基づく活動状況を確認し、指導する。 | ①「火災事故防止対策の順守」実施要領の活動内容を周知し、実施要領に基づく活動を推進する。 ②現場巡視時に実施要領の実施状況を確認し、指導する。 | ①職長は管下の全作業員に「火災事故防止対策の順守」実施要領の活動内容を周知し、工事所の実施する活動に参加する。 ②職長は実施要領の実施状況を確認し、指導する。 |

| 安全衛生行事 | | | | | | | | | | | |
|--------|------------------------|---|------------------------------------|----|--|--------------------------|------------------------------|-----------------------|--------------------------|----|--|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| | ・全国交通安全運動 (5/11～20) | ・全国安全週間準備期間 (6/1～6/30) ・安全大会 (6/5) | ・全国安全週間 (7/1～7/7) ・支社幹部パトロール | | ・全国労働衛生週間準備期間 (9/1～9/30) ・粉じん障害防止総合対策推進強化月間 (9/1～9/30) ・全国交通安全運動 (9/21～9/30) ・安全衛生表彰 | ・全国労働衛生週間 (10/1～10/7) | ・秋の全国火災予防運動 (※11/9～11/15) | ・安全衛生表彰 ・支社幹部パトロール | ・新年安全大会 (1/11 予定) | | ・年度末労働災害防止強調週間 (3/1～3/31) ・春の全国火災予防運動 (※3/1～3/7) ・安全衛生表彰 |
| | | 中央委員夏期パトロール(定時) | | | | | 中央委員年末パトロール(定時) | | | | |
| | | 夏期災害防止特別対策期間 (6/1～8/31) | | | | | | | 年末年始災害防止強調期間 (12/1～1/15) | | |

『安全最優先』意識の強化」 実施要領

1. 趣 旨：災害の多くは、繰り返し災害であるが、その発生原因のほとんどは人的要因（ヒューマンエラー）が占めている。これらの災害を防止するためには、現場に携わる関係者一人ひとりが「真の安全第一」を追求し、高所作業時の安全带使用・飛来落下の可能性のある場所への立入禁止等「安全最優先」の原点に立ち返り、危険に対する感受性を高めることが重要である。
2. 実施期間：2023年4月1日～2024年3月31日
3. 活動内容：
 - ①『奥村組安全十戒』を戒めとして真の安全第一を追求し、工事関係者全員の安全意識の向上を図る。
 - ・現場に適用される『奥村組安全十戒』を工事関係者が見やすい位置に掲示する。（デジタルサイネージ利用可）
 - ・朝礼、日々の打ち合わせ、特別安全日、安全衛生環境協議会等で、『奥村組安全十戒』を繰り返し啓蒙する。
 - ・職員は、奥村組安全十戒を常に携帯し、過去の重篤災害を「他山の石」とし、自分事として受け止め、危険の芽を事前に摘み取る。
 - ・災害・事故第一報システムによる災害情報を、部門長経由で速報として工事関係者全員で情報共有し、水平展開を行う。
 - ②現地KYや一人KY・指差呼称による現場に潜む危険の先取りと排除
 - ・リスクアセスメント指標を取り入れた現地KYの導入により、危険性・有害性を正確に特定し、優先度の高い作業にはリスク低減措置を講じた後、作業許可とする。
 - ・現地KYや一人KY活動は、作業前に必ず現地で実施する。作業内容が変更された場合にも再度KY活動を実施する。（業務標準[「現地KY活動の手引き」](#)）
 - ・危険の芽を摘み取る施策として、ヒヤリハット報告を行い、KY活動に反映させる。
 - ・作業着手前に、「一人KY・指差し呼称」を実施し、ヒューマンエラーを軽減する。（[教育用動画「一人KYを実施しましょう」](#)）なお、指差呼称については十分に浸透しているとは言えないので、パトロール時に有効事例の紹介を行う。
 - ・上記に加え、人の注意力には限界があるので、危険な作業の廃止・変更などの本質安全化や工学的対策（例：ガードやインターロック、防護柵等）、立入禁止措置や警報、監視員の配置などの管理的対策を推進する。
 - ③ルール無視や軽視を排除し、危険の芽を摘み取る
 - ・工事所職員は、決められた手順通りに作業が行われているか確認する。
 - ・作業主任者は法で定められた役割（作業に従事する労働者の指揮、機械・安全

装置の点検、器具、工具等の使用状況の監視等の職務等)を果たし、当該作業場所と別の場所に行かない、他作業を行わない。

- ・ルール無視・軽視により重篤災害が多発しており、職員の現場巡視時は勿論の事、作業員間であってもそういった行為の見逃し・見過ごしをなくす。

④高齢者の災害防止対策の徹底

- ・65歳以上の新規入場者に対して追加教育を実施する。(通達 2018-18 (安)「[高齢者への追加教育実施と作業制限について](#)」)

⑤外国人労働者の災害防止対策の徹底

- ・[外国人労働者受入の手引き](#)を順守する
- ・外国籍労働者を入場させるときは、雇用する事業主に対して指導した上で、新規入場者届等により在留資格を確認できた正規の就労者のみを入場させる。(土木・建築・安全品質環境 3 本部長通達 (2023 年 2 月 0 日) [外国人労働者の在籍資格確認手順の変更について](#))
- ・外国籍労働者を入場させるときは、日本語理解度アンケートを実施し日本語及び安全行動の理解力判定を踏まえ適切な管理下に配置し、外国語版の新規入場者教育資料、安全看板等を準備のうえ、注意喚起や安全指導を行う。

⑥教育ツールの有効活用

- ・デジタルサイネージを活用した啓蒙活動を行う。
- ・安全品質環境ポータルサイトに登録している教育ツールや関連団体等の資料を活用する。
- ・主任者/担当者教育において次工程における災害発生予測ができるようなカリキュラムを検討する。

⑦発生した災害や各種パトロール等の指摘に対する原因究明と対策の充実

- ・発生した労働災害、事故については、安全推進担当部長が指定したものについては主導して「なぜなぜ分析」等を活用し、リスクアセスメントにより優先順位を付けて効果的で継続可能な対策を立案し実施する。
- ・同じく安全衛生パトロール等で安全推進担当部長等から指示を受けた現場は、「あるべき姿」からの問題追及と捉え、同上の分析手法にて原因を究明し、結果を展開する。
- ・安全衛生パトロール結果や臨検において、根本的な是正事項が発生している場合は、緊急性があると考え部門長同行のもと臨時パトロールで是正状況を確認・指導する。
- ・安全パトロールの在り方を見直し実施する

⑧母店からの現場安全管理支援の強化

- ・現場カメラ (Safie) 等を活用して、母店から危険箇所、危険作業の指導を行うので、設置位置は墜落・転落の危険度が高い箇所や危険作業を把握しやすい箇所に設置する。
- ・危険作業を伴う着手前検討会(墜落制止用器具を使用しなければならない作業等)へ安全部門からも参加する。

「墜落・転落災害防止対策の強化」 実施要領

1. 趣 旨： 昨年度は、高所からの墜落・転落災害により死亡災害や重篤災害が発生した。事前の計画により安全带使用に頼らない作業床を確保し、実作業時のルール順守・設備の点検・作業状況の監視等を確実に実施し、当災害の撲滅を図る。

前年度の災害事例

- ・ スーパーラダー最下段の踊り場から梯子を吊り上げようとした時バランスを崩し、6.3m墜落(53歳男性、死亡)
- ・ 内部足場解体中 8段目(13m)から転落(原因不明) (20歳男性、下半身に重度障害)
- ・ 鉄筋足場上でSRC造の梁筋組立するために移動中、意識が朦朧とし墜落 (34歳男性、休業1-3日)
- ・ アスファルト舗装中、フィニッシャー後方に移動しようとしてアイロン部分に上り降りようとした際に滑り落ち転落(50歳男性、休業4日以上)
- ・ 可搬式作業台を上ろうとした際、作業台が段差部に滑り落ち反動で転落 (44歳男性、休業1-3日)
- ・ 可搬式作業台の3,4段目で作業中バランスを崩し飛び降りて骨折 (36歳男性、休業1-3日)

2. 実施期間：2023年4月1日～2024年3月31日

3. 活動内容：

- ①施工計画時に高所作業を減らす施策（大組み、大払い工法や高所作業車の採用）を講じ、墜落・転落災害の危険性、有害性の除去
- ・ 落ちない・落とさない作業手順の作成に関する指導および周知、作業状況の確認
 - ・ 手摺や足場等の安全設備を先行して使用すると共に、安全带を使用しなければならない高所作業では、適切な安全带取付設備を計画、設置し確実に使用させる。また、使用忘れ防止のために治具（参考：サンリョウ㈱ ゲンチ・エムツー等）を活用させる。
 - ・ [「仮設で使用する『はしご』に関する基準」](#)に基づく管理を徹底する。
- ②作業開始前点検の徹底
- ・ 当日の作業開始前に、現地で手すり・ネット等の復旧忘れや脱落の有無の点検を行い、不備がある場合は適切に是正した上で作業を開始する。
- ③災害防止ルールの関係者への教育と確実な実施
- ・ 業務標準 [「安全带不使用者の入場制限管理基準」](#)

- ・業務標準「[開口部の養生蓋に関する基準](#)」
- ・業務標準「[EV 乗場開口部に設置する安全柵の安全基準](#)」

④車上作業での墜落転落防止措置の徹底

- ・適正な保護帽（墜落転落用）の着用
- ・車上での作業をなるべく減らし、可能な限り地上からの作業に切り替える。
- ・やむを得ず車上での作業を実施する場合は、[墜落・転落防止対策](#)を行うとともに、荷台への昇降時には[安全な昇降設備](#)を設置・使用させる。

⑤AI 技術を活用した安全带未使用監視システムの試行【母店での取り組み】

- ・AI カメラで遠隔から安全带フックの使用状況を監視できるシステム等の実証導入を行う（鉄骨、山留工事）

「現場・現物・現実を反映した施工方法の確立」 実施要領

1. 趣 旨：作業計画書・作業手順書の作成漏れや検討不足に起因する災害が継続して発生している。作業計画/作業手順を作成し日常管理を行うが、すべての手順/対策を網羅する事はできないので、日々打合せの中で予知できていない危険がないか、潜んでいる危険はないかを検討し、計画したルールを厳守させることで関連災害の撲滅を図る。

前年度の災害事例

- ・パイプルーフの発進架台上で排土プッシャー（6.5 t）設置作業中、荷ぶれを起こし、鋼材に左腕を挟まれる（52歳男性、休業4日以上）
- ・足場の解体作業で、1階部において上部からの解体資材を手渡しで受け取っていたところ、別に落ちてきた単管パイプ（4.0m）が左腕に当たり左橈骨骨折（21歳男性、休業4日以上）

2. 実施期間：2023年4月1日～2024年3月31日

3. 活動内容：

- ①作業計画書や作業手順書で検討できていない作業がないか日常業務において管理し、発生した場合には作業を一旦止めて検討の上実施する。また、日常管理において作業状況に異常がないか変化がないかに細心の注意を払う。
- ②日常業務で指示指導事項がマンネリ化していないかを定期的に見直し改善を図る。
- ③「予定外作業および作業内容変更等発生時のルール」の徹底
 - ・前日の作業打合せで予定していなかった作業や当日の作業内容を変更する場合は、「予定外作業および作業内容変更等発生時のルール」を徹底する。
- ④緊急事態発生時における「一歩立ち止まる」「手順を確立してから作業を開始する」の徹底
 - ・緊急事態発生時には、まず自分自身の身の安全を確保した上で、「異常時こそ安全第一」に基づいた対応を行う。
 - ・作業の遅れ・人員不足等が発生した場合や“はじめて、へんこう、ひさしぶり”【3H】があった場合こそしっかりと立ち止まり安全第一を認識し対策を練る。
- ⑤休日、夜間作業時の配置人員に相応した作業計画策定
- ⑥作業に必要な資格を有しているかはもとより、年齢や健康状況、体型等を考慮した安全第一の適正配置となっているか確認する。

「建設機械・クレーン等災害防止対策の強化」 実施要領

1. 趣 旨：建設機械やクレーン等災害は、発生すれば、工事関係者だけでなく、第三者を巻き込む重大災害となる。前年度は、接触防止安全装置の搭載の制度化、作業内容、作業条件を反映した作業計画／作業手順等の作成等の施策を行ったが、建設機械と作業員との激突災害が発生した。機器に頼ることなく安全の本質化を目指し関連災害を撲滅する。

【建設機械に関する災害】

- ・仮設トイレから出てきた際、誤ってバックホウ（0.25m³）の作業半径に立ち入り、旋回してきたバックホウと接触し開放骨折（37歳男性、休1-3日）
- ・クレーン仕様バックホウの運転手が運転席から身を乗り出した際、服が操作レバーに引っ掛かって意図しない操作が起こり、玉掛けしていた鉄板が作業員に接触し、右大腿骨顆上骨折（70歳男性、休業4日以上）

2. 実施期間：2023年4月1日～2024年3月31日

3. 活動内容：

- ①複数台の建設機械・クレーン等が関係する作業での作業内容、作業条件を反映した作業計画書／作業手順書の作成に関する指導、および周知、作業状況の確認
 - ・作業計画書に記載されている計画指導事項についてよく理解し順守されているか管理する。
- ②建設機械作業における接触防止安全装置の搭載を含む重機と作業員の接触防止ルールの厳守
 - ・「[建設機械への接触防止安全装置の搭載要綱](#)」に基づき運用する。
（機種選定については[東日本支社](#)・[西日本支社](#) 機電部ホームページを参照）
 - ・「[重機と作業員の接触防止ルール](#)」の掲示、繰り返し指導により周知、履行を徹底する。
 - ・建設機械のオペレーターは、シートベルトを外して態勢を変える等の場合、操作レバーを必ずロックする
- ③クレーン作業における安全確認事項の順守
 - ・「[クレーン作業における安全確認事項](#)」（通達 2011-01（安）参照）の掲示、繰り返し指導により周知、履行を徹底する。
 - ・クレーンに異常が発生した場合は、緊急時対応を除き勝手な操作はせずにメーカー等の適切な指示を仰ぐ。
 - ・作業計画、作業手順の検討では、全ての場面の玉掛用具・玉掛方法について検討する。（特に縦吊り、一本吊り、特殊な吊り方）
 - ・吊上げ時の地切り確認（3・3・3運動）及び吊荷の下の人払いを徹底する。

「飛来・落下災害防止対策の強化」 実施要領

1. 趣 旨：作業物の飛来落下に関する災害が相次いでおり、重篤な負傷となった災害も発生している。飛来落下を防止すること、また万一飛来落下が発生しても負傷につながらない対策を講じることが重要である。

【飛来落下に関する災害】

- ・EVシャフト内部足場組立作業中に鳥居杵を二段差ししようとして落下させ、コンクリートの床上で跳ねて、スラブで敷木の取付作業を行っていた型枠工にあたり肋骨開放骨折（50歳男性、休4日以上）
- ・足場の解体作業で、1階部において上部からの解体資材を手渡しで受け取っていたところ、別に落ちてきた単管パイプ（4.0m）が左腕に当たり左橈骨骨折（21歳男性、休業4日以上）

2. 実施期間：2023年4月1日～2024年3月31日

3. 活動内容：

- ①高所作業等の危険作業では、作業計画、作業手順を策定し、周知し、計画手順を順守して作業させる。
- ②作業計画、作業手順の周知に当たっては、理解が乏しいと思われる作業員（外国人労働者、経験が浅い作業員等）に対しては、力量に応じイラスト等を用いた視覚的に分かりやすい資料を使って周知するよう指導する。
- ③揚重作業では、吊荷の下（影響範囲）をカラーコーン等で区画明示し揚重中は立入禁止にし、人払いを徹底すること。狭い場所で退避場所を確保できない場合は、落下養生設備等を用いて確保する。
- ④足場の組立解体等の飛来・落下の危険が伴う作業では、立入禁止の範囲を設定して作業を行わせる。
- ⑤玉掛作業はできる限り吊り荷の落下の危険が少ない方法で行い（機械的固定や治具の作成）、玉掛の知識がある者を配置する。
- ⑥作業主任者は法で定められた役割（作業に従事する労働者の指揮、機械・安全装置の点検、器具、工具等の使用状況の監視等の職務等）を果たし、当該作業場所と別の場所に行かない、他作業を行わない。
- ⑦ホイスト等で荷揚げ・荷卸しを行う場合、途中に障害物等の不具合があれば見逃し（見過ごし）をする事なくきちんと是正を行ってから作業をする/させる。
- ⑧検討されていない作業が発生した場合は作業を一旦止め、方法、手順等を検討、周知してから再開する。
- ⑨現場において統一された声掛け、合図によって作業させる（複数名での作業時）
- ⑩吊荷の重量に合った玉掛用具を使用する。（吊クランプは最大・最小使用荷重・吊荷の最大・最小板厚等が決められているのでメーカーの取扱説明書を確認する。）
- ⑪手渡しで材料を揚げ降ろしする際は、2人以上直線状に並んで作業しない。
- ⑫異物の飛散に備えた養生（防護設備、保護具着用）を徹底する。

「火災事故防止対策の順守」 実施要領

1. 趣 旨：近年火災事故は発生していないが、一度発生すれば社会への影響は大きく、尊い命を犠牲にする恐れがあるばかりでなく、当社の信用を失墜させることは明白である。「忘れるな、過去に起こした火災事故」を肝に銘じたい。

【過去の火災事故】

- ・ 2009年12月2日(水)16時7分 晴れ

17階建てマンション（躯体完了）の1階壁軽量鉄骨下地組立て中、固定のために使用した溶接の火花が壁のウレタン吹付け面（補修部分）に引火。壁及びスラブ下吹付けウレタン、電線等を通じて延焼し、1階及び2階の一部を焼失。この火災（熱、煙）で、EVシャフト内のゴンドラ（8階付近）上で作業中のEV工が死亡。（EV工 25歳）当日の作業員の一部は屋上に避難し、ヘリコプターで救出された。

2. 実施期間：2023年4月1日～2024年3月31日

3. 活動内容：

- ① [「火災事故防止に関する管理基準」](#)に基づく管理を徹底する。
- ② 火気使用時の可燃物除去、養生を徹底する。
- ③ 「火気使用願」の提出、「火気使用許可証」による管理を徹底する。
- ④ 消火器配置の周知、作業毎の消火器携帯を徹底する。
- ⑤ 使用するウレタン材料の性能確認を徹底する。
- ⑥ 可燃物取扱場所の立入り禁止措置を徹底する。
- ⑦ 新規入場者教育、作業打合せ、KY活動等での火気作業に対する連絡及び調整を徹底する。